

## 鹿 児 島 県 公 報

平成24年11月2日（金）第2852号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定例発行日（毎週火、金）  
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

○保安林の指定	（森づくり推進課取扱い）	1
○保安林の指定予定	（森づくり推進課取扱い）	2
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	（介護福祉課取扱い）	2
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	（介護福祉課取扱い）	2
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退	（障害福祉課取扱い）	2
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	（障害福祉課取扱い）	3
○争議行為の予告	（雇用労政課取扱い）	3
○土地改良区の役員の就退任の届出（2件）	（農地整備課取扱い）	3
○道路の区域の変更	（道路維持課取扱い）	5
○都市計画公園の決定に係る図書の写しの縦覧	（都市計画課取扱い）	5
○都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧	（都市計画課取扱い）	6
○歳入の収納事務の委託	（建築課取扱い）	6
○証紙販売人の指定	（会計課取扱い）	6
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（南薩地域振興局取扱い）		6
公 告		
○平成24年度ふぐ調理師試験公告	（生活衛生課取扱い）	7
○一般競争入札公告	（管財課取扱い）	8

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 1199 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成24年11月2日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所  
始良市加治木町小山田字新開1985番3，1987番1，1987番2
  - 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良

市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第1200号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成24年11月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

南さつま市大浦町字テラン迫9495番 6， 9495番129， 9495番144， 字向山10338番20， 10340番 1， 10341番 1， 10341番 4， 10342番 1， 10343番， 字本山11450番 1， 字二之渡瀬比良16423番， 16424番

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は，定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第1201号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条の規定により，指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年11月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスセンターここから	西之表市西之表 9758-7	特定非営利活動法人ここから	西之表市西之表 9758-7	平山 匡利	平成24年 11月 9 日	通所介護

**鹿児島県告示第1202号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の5の規定により，指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年11月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
特別養護老人ホーム竜天園（ユニット型）	熊毛郡屋久島町 船行1068番地 3	社会福祉法人淳成会	熊毛郡屋久島町 船行1068番地 3	仲 淳一郎	平成24年 10月 31 日	介護予防 短期入所 生活介護
デイサービスセンターここから	西之表市西之表 9758-7	特定非営利活動法人ここから	西之表市西之表 9758-7	平山 匡利	平成24年 11月 9 日	介護予防 通所介護

**鹿児島県告示第1203号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成24年11月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
緑調剤薬局阿久根店	阿久根市大丸町149番地	平成24年 12月29日	育成医療・更 生医療

#### 鹿児島県告示第1204号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成24年11月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ながはま調剤薬局	奄美市名瀬長浜町18番19号	平成24年 11月 1 日	育成医療・更 生医療

#### 鹿児島県告示第1205号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成24年10月23日付けをもって、鹿児島県医療労働組合連合会執行委員長寺園通江から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成24年11月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

##### 1 事件

- (1) 年末一時金及び手当改善の獲得
- (2) 大幅増員、夜勤制限、労働時間短縮など、労働条件の抜本的改善

##### 2 争議行為の日時

平成24年11月 8 日（木）午前 8 時以降、問題の完全解決の日まで

##### 3 争議行為の場所

鹿児島医療生活協同組合の経営する事業所（鹿児島市、霧島市及び南九州市）及び奄美医療生活協同組合の経営する事業所（奄美市、瀬戸内町、徳之島町及び天城町）

##### 4 争議行為の概要

上記の場所において、全体的又は部分的に、あるいは断続的に、あらゆる形の争議行為を行う。

#### 鹿児島県告示第1206号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、末吉町高松土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年11月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

##### 1 就任した役員の氏名及び住所

- |    |       |                   |
|----|-------|-------------------|
| 理事 | 南脇敬一郎 | 曾於市末吉町諏訪方6785番地   |
| 理事 | 海老原弘美 | 曾於市末吉町諏訪方6285番地   |
| 理事 | 胡摩窪政照 | 曾於市末吉町諏訪方3616番地 1 |
| 理事 | 福元 久志 | 曾於市末吉町諏訪方6390番地 2 |
| 理事 | 宮田 一郎 | 曾於市末吉町諏訪方7233番地   |
| 理事 | 堀内 哲郎 | 曾於市末吉町二之方5023番地 6 |
| 理事 | 谷口 弘二 | 曾於市末吉町岩崎5681番地    |

- 理事 山田 忍 曾於市末吉町岩崎5221番地 3  
 理事 妹尾 璉 曾於市末吉町諏訪方7966番地12  
 理事 愛甲 信夫 曾於市末吉町諏訪方5524番地 5  
 理事 森岡 俊美 曾於市末吉町二之方4209番地  
 理事 前原 一廣 曾於市末吉町二之方6381番地  
 監事 南脇 安博 曾於市末吉町諏訪方6780番地  
 監事 野村 耕一 曾於市末吉町二之方6007番地 2  
 (任期 平成23年4月1日から平成27年3月31日まで)

## 2 退任した役員の氏名及び住所

- 理事 福満 知 曾於市末吉町諏訪方7256番地 2  
 理事 和田 光弘 曾於市末吉町諏訪方6708番地  
 理事 南脇敬一郎 曾於市末吉町諏訪方6785番地  
 理事 堀内 哲郎 曾於市末吉町二之方5023番地 6  
 理事 海老原弘美 曾於市末吉町諏訪方6285番地  
 理事 福元 久志 曾於市末吉町諏訪方6390番地 2  
 理事 前原 一廣 曾於市末吉町二之方6381番地  
 理事 谷口 弘二 曾於市末吉町岩崎5681番地  
 理事 山田 忍 曾於市末吉町岩崎5221番地 3  
 理事 妹尾 璉 曾於市末吉町諏訪方7966番地12  
 理事 胡摩窪政照 曾於市末吉町諏訪方3616番地 1  
 監事 南脇 安博 曾於市末吉町諏訪方6780番地  
 監事 山下 茂 曾於市末吉町諏訪方7870番地 6

## 鹿児島県告示第1207号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、持留川土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年11月2日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 就任した役員の氏名及び住所

- 理事 隈本 建一 曾於郡大崎町永吉7293番地  
 理事 福永 利雄 曾於郡大崎町永吉7062番地  
 理事 有馬 政吉 曾於郡大崎町仮宿1508番地 1  
 理事 新堂 義治 曾於郡大崎町仮宿3450番地 3  
 理事 東條 満義 曾於郡大崎町横瀬1347番地 5  
 理事 下橋 善行 曾於郡大崎町永吉9645番地 5  
 理事 福留 優 曾於郡大崎町永吉9099番地 2  
 理事 浜松 昭一 曾於郡大崎町横瀬9399番地 8  
 理事 宝満 秀行 曾於郡大崎町横瀬2317番地  
 理事 中野 昇 曾於郡大崎町永吉4269番地 3  
 理事 安田 善種 曾於郡大崎町永吉2749番地 6  
 理事 久保田義春 肝属郡東串良町川東1202番地 2  
 理事 浜久保 豊 肝属郡東串良町川東4942番地  
 理事 瀬戸口一雄 肝属郡東串良町川東4888番地  
 理事 寺園 武志 肝属郡東串良町川東1321番地 2  
 理事 門倉 武春 肝属郡東串良町川東4286番地  
 理事 甫村 道雄 肝属郡東串良町川東3591番地  
 理事 久保園 學 肝属郡東串良町川東3552番地  
 理事 岡留 安夫 肝属郡東串良町川東1609番地  
 理事 吉ヶ崎隆雄 肝属郡東串良町川東748番地  
 理事 高吉 学 肝属郡東串良町川東4717番地

監事 米永 實 曾於郡大崎町横瀬1569番地 2  
 監事 中水流孝司 曾於郡大崎町永吉835番地 1  
 監事 今村 保 肝属郡東串良町川東3588番地  
 監事 西鶴 俊美 肝属郡東串良町川東1598番地  
 (任期 平成24年 9 月11日から平成28年 9 月10日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 隈本 建一 曾於郡大崎町永吉7293番地  
 理事 福永 利雄 曾於郡大崎町永吉7062番地  
 理事 有馬 政吉 曾於郡大崎町仮宿1508番地 1  
 理事 新堂 義治 曾於郡大崎町仮宿3450番地 3  
 理事 新西 勝 曾於郡大崎町永吉3912番地  
 理事 東條 満義 曾於郡大崎町横瀬1347番地 5  
 理事 上原 正一 曾於郡大崎町永吉3011番地  
 理事 下橋 善行 曾於郡大崎町永吉9645番地 5  
 理事 福留 優 曾於郡大崎町永吉9099番地 2  
 理事 浜松 昭一 曾於郡大崎町横瀬9399番地 8  
 理事 宝満 秀行 曾於郡大崎町横瀬2317番地  
 理事 堂地 義治 肝属郡東串良町川東1642番地 1  
 理事 浜久保 豊 肝属郡東串良町川東4942番地  
 理事 高吉 武二 肝属郡東串良町川東4717番地  
 理事 瀬戸口一雄 肝属郡東串良町川東4888番地  
 理事 寺園 武志 肝属郡東串良町川東1321番地 2  
 理事 門倉 武春 肝属郡東串良町川東4286番地  
 理事 有園 忍 肝属郡東串良町川東844番地 1  
 理事 甫村 道雄 肝属郡東串良町川東3591番地  
 理事 久保田義春 肝属郡東串良町川東1202番地 2  
 理事 江口 勝己 肝属郡東串良町川東4237番地  
 監事 米永 實 曾於郡大崎町横瀬1569番地 2  
 監事 前田 政春 曾於郡大崎町永吉1095番地 3  
 監事 今村 保 肝属郡東串良町川東3588番地  
 監事 西鶴 俊美 肝属郡東串良町川東1598番地

鹿児島県告示第1208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成24年11月2日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月2日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	葛輪瀬戸線	出水郡長島町山門野字樋渡 1361番1地先から同町山門 野字三反田平1515番1地先 まで	前	7.8~15.6	432.0
			前	11.5~21.8	419.0
			後	11.5~21.8	419.0

鹿児島県告示第1209号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定によりさつま町から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に

供する。

平成24年11月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 宮之城都市計画公園

(2) 名称 2・2・7号広瀬公園

2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

**鹿児島県告示第1210号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定によりさつま町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年11月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 宮之城都市計画公園

(2) 名称 2・2・2号秋葉公園

2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

**鹿児島県告示第1211号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成24年11月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 歳入の種類

大島郡与論町に存する県営住宅に係る住宅使用料

2 委託の相手方

大島郡与論町32番1

与論町

3 委託期間

平成24年 9 月14日から平成25年 3 月31日まで

**鹿児島県告示第1212号**

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第5条の規定により、収入証紙販売人を次のとおり指定した。

平成24年11月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	住 所	販売所の所在地	指定年月日
大和村職員労働組合 執行委員長 大崎一也	大島郡大和村大和浜 100	大島郡大和村大和浜 100	平成24年10月26日

**南薩地域振興局告示第32号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年11月 2 日

南薩地域振興局長 小宮路克郎

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
給食センターつどい	南九州市穎娃町別府5373番5	社会福祉法人更生会	南九州市穎娃町別府4710番地6	中村 邦彦	平成24年11月1日	就労継続支援A型

## 公 告

### 平成24年度ふぐ調理師試験公告

ふぐの取扱いの規制に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第22号）第10条第1項の規定により、平成24年度ふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

平成24年11月2日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 試験の日時  
平成25年2月20日（水）午前10時から午後5時まで
- 2 試験の場所  
かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14-50）
- 3 試験の方法及び試験科目
  - (1) 筆記試験
    - ア 食品衛生大意（水産食品の知識を含む。）
    - イ 公衆衛生大意（法規を含む。）
  - (2) 実地試験  
ふぐの処理及び鑑別に関する実技
- 4 受験資格
  - (1) 調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項の規定により調理師の免許を受けた後、県内の知事が指定したふぐを取り扱う施設において、ふぐ調理師の指導のもとに1年以上ふぐの処理に関する知識及び技能を習得した調理師
  - (2) (1)に掲げる調理師以外の調理師で、知事が(1)に掲げる調理師と同等以上のふぐの処理に関する知識及び技能を習得していると認めるもの
- 5 試験手数料  
13,400円
- 6 受験手続
  - (1) 提出書類等
    - ア 所定の受験願書
    - イ 調理師法第5条第3項の調理師免許証の写し
    - ウ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の名刺型（縦7センチメートル、横5センチメートル）のもので、裏面に氏名を自書したもの）
    - エ 所定のふぐの処理知識技能習得証明書  
4の(1)に掲げる施設（知事がこれと同等と認める県外の施設を含む。）において、1年以上ふぐの処理に関する知識及び技能を習得したことを証する直接指導したふぐ調理師（これに相当する資格を有する者を含む。）の証明書
  - (2) 提出書類等の提出先  
受験希望者の居住地を管轄する各保健所（鹿児島市又は県外に居住する者にあつては、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577））  
なお、郵送の場合は、封筒の表面に「ふぐ調理師試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。
  - (3) 試験手数料の納付方法  
受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること（鹿児島県収入証紙は消印しないこと。）。

なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。

7 提出書類等の受付期間

平成24年12月 3 日（月）から同月14日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分までとする。

なお、郵送の場合は、平成24年12月14日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書等の用紙の交付

受験願書及びふぐの処理知識技能習得証明書用の用紙は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、80円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表

合格者に対し、合格証書を郵送して行う。

10 その他

試験に関する照会は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（電話099-286-2788）又は県の各保健所に対して行うこと。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 1 項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成24年11月 2 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

(1) 購入をする物品等の名称及び数量

モニタリングポスト 一式

(2) 購入をする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人



ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

(4) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

(5) 納入しようとする物品の機能等証明書を2部、平成24年11月29日午後5時15分までに3の(2)の場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。

なお、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

### 3 入札の方法等

#### (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

#### (3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

#### (4) 入札書の提出期限

平成24年12月14日午前10時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

#### (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年12月14日午後2時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）出納局管財課入札室

#### (6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

### 4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(4)に同じ。

### 5 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

### 6 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含

む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国(公団及び独立行政法人を含む。)又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

12 その他

この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

13 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:  
Environmental Radiation Monitor 1set
- (2) DELIVERY PERIOD:  
Specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

10:00 a.m. 14 December 2012

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3826

FAX 099-286-5643